○熊本市自治基本条例（市民会議素案）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　市民の権利及び責務（第４条－第６条）
第３章　市の執行機関の役割（第７条－第９条）
第４章　市議会の役割（第１０条・第１１条）
第５章　参画と協働のまちづくり（第１２条－第１９条）
第６章　市政運営（第２０条－第３０条）
第７章　国及び他の地方公共団体等との連携（第３１条）
第８章　条例の位置付け等（第３２条－第３４条）
附則

## 前文

地方自治は、私たち住民のくらしを守るためのしくみです。

私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、６７万熊本市民の上水道は、清冽な地下水ですべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。

私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。

国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、２０００年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。

私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。

私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を、熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、私たちのまち熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれに果たすべき役割に関する基本事項及び

参画と協働によるまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、地方自治の本旨に基づく自治の実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民　次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に住所を有する者又は居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営むもの又は活動するもの

(2) 市の執行機関　市長及びその他の執行機関

(3) 参画　施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、行動すること。

(4) 協働　それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重しお互いに補完しながら、協力して取組むこと。

(5) コミュニティ　市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織

（基本理念）

第３条　私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されることなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。

２　私たちのまち熊本市の自治は、その主体である市民の自発的、積極的な参画を基本として進めます。

３　私たちのまち熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して進めます。

## 第２章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第４条　市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、私たちのまち熊本市をつくりあげていくために市政に参画する権利を有します。

２　市民は、市民参画の前提となる「知る権利」が保障されるよう、市の執行機関及び市議会に対し、情報を求めていく権利を有します。

３　市民は、市政に関する自らの意見を表明又は提案する権利を有します。

（市民の責務）

第５条　市民は、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自ら

の発言と行動に責任をもつこととします。

２　市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めることとします。

３　特に、事業を営みまたは活動する場合は、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めることとします。

(青少年・子どもの権利と環境づくり)

第６条　青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

２　大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、まちづくりへの参画ができるよう、その環境づくりに努めることとします。

## 第３章　市の執行機関の役割

（市の執行機関の役割と責務）

第７条　市の執行機関は、公平及び公正でなければならず、市民の信頼を得るものでなければなりません。

２　市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

３　市の執行機関は、市政への市民参画機会を拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、必要な施策を講じなければなりません。

（市長の責務）

第８条　市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

（市職員の責務）

第９条　市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守するとともに、市民との協働の視点に立ち、職務を遂行しなければなりません。

２　市職員は、自らの責務を遂行するために、必要な能力の修得とその向上に努めなければなりません。

## 第４章　市議会の役割

（市議会の役割と責務）

第１０条　市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として市民の多様な意見の集約に努めるとともに、市政運営を監視し、公平で透明性の高い市政実現に努力しなければなりません。

２　市議会は、情報を積極的に公開するとともに、議会の活動を広く市民に広報するなど開かれた議会運営に努めなければなりません。

（市議会議員の責務）

第１１条　市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行しなければなりなせん。

## 第５章　参画と協働のまちづくり

（参画及び協働の原則）

第１２条　市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。

２　市民、市議会及び市の執行機関は、目的と情報の共有を図り、相互理解と信頼関係の構築に努めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働でまちづくりに取り組まなければなりません。

３　参画及び協働は、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組むこととします。

（市民参画制度）

第１３条　市の執行機関は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案に応じ、適切かつ効果的な市民参画のための制度を整備し、実施することとします。

（市民意見提出手続）

第１４条　市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。

（審議会等への市民参画）

第１５条　市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部を公募等により選任するよう努めなければなりません。

（住民投票）

第１６条　市長は、市政に係る重要事項について広く市民の総意を把握するため、その事案ごとに、条例に定めるところにより住民投票を実施することができます。

２　市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

（住民投票の請求及び発議）

第１７条　住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

２　市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の１２分の１以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

３　市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

（市民活動団体との連携）

第１８条　市の執行機関は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。

（コミュニティ）

第１９条　市民及び市の執行機関は、地域の問題を解決していくため、協働し、地域社会を多様に支え、自主的かつ自律的なコミュニティ活動を推進します。

２　市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに努めます。

３　市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。

## 第６章　市政運営

（市の自立）

第２０条　私たちのまち熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場にたち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。

（組織体制）

第２１条　市の執行機関は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。

２　市の執行機関は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営に努めなければなりません。

（総合計画）

第２２条　市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめ総合計画を策定します。

２　市の執行機関は、総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続を行い、市民の意見の適切な反映に努めるとともに、策定後は広く市民への周知を図ることとします。

３　市の執行機関は、総合計画の進行管理を市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適切に行います。

（総合的な行政サービス）

第２３条　市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

（情報共有）

第２４条　市の執行機関は、参画と協働のまちづくりを推進するために、市政に関する情報を積極的かつ適切に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません。

（個人情報保護）

第２５条　市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の適正な管理に努めるとともに、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

（市民の要望の取扱い）

第２６条　市の執行機関は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。

２　市の執行機関は、前項の規定に基づく対応について、その経過や結果等について記録等を行い、必要に応じ公開する等、透明性の高い市政運営に努めます。

（行政手続）

第２７条　市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続きに関し共通する必要な事項を定め、適切な運用に努めます。

（説明責任）

第２８条　市の執行機関は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、分かりやすく市民に説明するものとします。

（行政評価）

第２９条　市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、行政評価を行うものとします。

２　市の執行機関は、行政評価を行うにあたっては、市民参画手続きを踏まえ、適切に実施するとともに、その結果を市民に公表するものとします。

（財政運営）

第３０条　市の執行機関は、健全な財政運営のため、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、財政状況を市民に公表するものとします。

## 第７章　国及び他の地方公共団体等との連携

（国及び他の地方公共団体等との連携）

第３１条　私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

## 第８章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第３２条　この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例であり、私たちのまちの自治の基本事項について定めたものです。

２　他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

（自治推進委員会の設置）

第３３条　この条例の理念の実現にむけ、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりに関する基本的事項を審議するため、自治推進委員会を設置することとします。

２　自治推進委員会は、協働のまちづくりに関する基本的事項について、市長に意見を述べることができるものとします。

３　自治推進委員会は、自治に識見を有する者及び市民、市議会議員、市職員によって構成します。

（条例の見直し）

第３４条　この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により見直し等が必要になった場合は、市長は、必要な措置を講じることとします。

附 則

この条例は、平成１７年○月○日から施行します。